

# トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS） スクリーニング検査および入院検査の助成金交付要綱

平成17年11月1日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

## （目的）

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という）は、トラック運送事業者に雇用されている運転者が睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という）スクリーニング検査を行った場合に、その経費の一部を助成する。

## （助成対象者）

第2条 この要綱による助成対象者は、SASスクリーニング検査を行ったトラック運送事業者（宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る）（以下「事業者」という）とする。

## （助成の対象）

第3条 助成の対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）及び第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）並びに精密検査のため入院検査を必要とする場合とする。

## （助成対象検査・医療機関）

第4条 スクリーニング検査（第1次及び第2次検査）の助成の対象となる検査・医療機関は、次のとおりとする。

- (1) NPO法人 睡眠健康研究所
- (2) NPO法人 ヘルスケアネットワーク
- (3) 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター
- (4) 全日本トラック協会（以下「全ト協」という）が認めた宮ト協指定検査・医療機関

2 入院検査の助成の対象となる機関は、健康保険が適用される検査・医療機関とする。

## （助成額）

第5条 検査の助成金は、次のとおりとする。なお、スクリーニング検査（第1次及び第2次検査）に係る、1事業者あたりの助成人数は、宮ト協に届け出ている車両台数（会員名簿への登録車両台数）と同数を上限（100台を超える場合は100名まで）とする。

ただし、同一年度でスクリーニング検査（第1次及び第2次検査）の助成を受けた運転者が、検査結果が得られなかったこと等で再度年度内に助成を受けることはできない。

なお、入院検査の助成対象は、当該年度のスクリーニング検査助成を受けた運転者に限る。

- (1) スクリーニング検査（第1次及び第2次検査）費用 上限 5,000円/1名
- (2) 入院による検査費用 上限10,000円/1名

## （申請受付）

第6条 スクリーニング検査（第1次及び第2次検査）の申請受付は、2020年4月1日から2020年12月25日までに行う（予算枠に達した場合は、その時点で受付終了）。

2 入院による精密検査の申請受付は、2021年1月22日までに行う（予算枠に達した場合は、その時点で受付終了）。

## （検査の予約と申込）

第7条 事業者は、様式1-1の「睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書」

(以下「事前申込書」という)を宮ト協に提出する。

- 2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約し、提出した日より1か月を目途に検査を受けなければならない。
- 3 宮ト協は、事業者より提出された「事前申込書」を審査し、事業者に対して承認通知する。
- 4 スクリーニング検査(第1次及び第2次検査)において、異常が認められ入院検査が必要と判定された運転者は、医療機関での検査を予約し、様式2-1の「入院検査申込書」により宮ト協に申込みをする。

(検査の受診)

- 第8条 事業者及び検査申込者は、検査にあたり、様式1-2の「睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管する。
- 2 事業者は、検査申込者が「睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めたときは交付する。
  - 3 「睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」の取扱いについては、検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などのないよう十分注意する。

(助成金の請求)

- 第9条 事業者は、スクリーニング検査(第1次及び第2次検査)終了後、様式1-3の「睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査実績報告書」(以下「実績報告書」という)を2021年2月26日までに宮ト協に提出する。
- 2 事業者は、実績報告書の提出に当たり、当該検査・医療機関発行の検査明細書(又は検査結果一覧)の写し及び領収書の写しを添付する。
  - 3 入院検査費用助成は、様式2-2の「入院検査費用助成金交付請求書」に当該検査・医療機関発行の診療費請求書兼領収(「入院料等」欄に診療点数があるものに限る)の写しを添付し、2021年2月26日までに宮ト協に提出する。

(助成金の交付)

- 第10条 宮ト協は、前条の実績報告書等の提出があったときは速やかにその内容を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(検査の結果報告)

- 第11条 事業者は、スクリーニング検査(第1次及び第2次検査)終了後、その結果について、様式1-4の「SASスクリーニング検査結果状況等の報告」及びアンケートにより全ト協に報告する。

(助成金の返還)

- 第12条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成金のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 この要綱は2020年4月1日から施行する。

参考

全日本トラック協会指定 SAS検査・医療機関（2020年度）

1 NPO法人 睡眠健康研究所

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木 1-25-16  
電話 03-5355-9941  
F A X 03-5355-9956

2 NPO法人 ヘルスケアネットワーク

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2 大阪府トラック総合会館 3F  
電話 06-6965-3666  
F A X 06-6965-5261

3 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5 全日本トラック総合会館 2F  
電話 03-3359-9010  
F A X 03-3353-5431